

11月9日(月)から11月15日(日)まで

平成21年秋季全国火災予防運動が実施されます

全国統一防火標語『消えるまでゆっくり火の元にらめっ子』

●運動期間中、小松島市消防本部で実施する主な行事は次のとおりです。

- ①小松島市消防フェア
 - ②広報車等による火災予防広報
 - ③危険物施設等への立入検査
 - ④空地の枯草除去依頼
- ご協力よろしく願います。

●住宅用火災警報器等を設置しましょう！

近年の住宅火災による死者数は、増加傾向にあります。また住宅火災によって亡くなられた方の約7割が逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器等を設置することによって、寝ている間など火災に気づきにくい場合でも、早く火災に気づき消火や避難など、早く対応することが可能になります。

アメリカやイギリスなどの諸外国では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられてからは、その普及に伴い、住宅火災による死者数がほぼ半減したという統計データも報告されています。

このため、住宅火災による死者を減らすために消防法が改正(平成16年6月)され、これに伴い、小松島市では火災予防条例を改正し、すべての住宅(アパート・マンション等を含む)に対して住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

●設置義務の時期

新築の住宅等には、平成18年6月1日から義務付けられています。

すでに建っている住宅等については、平成23年6月1日から義務付けられます。

●設置する場所

寝室や階段等に煙を感知する煙感知器を設置します。台所への設置は義務付けられていませんが、火を使用する場所なので火災予防の観点から熱を感知する熱感知器の設置をお勧めします。

電源は、AC電源方式や電池方式があります。

●悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器の市場価格を超えた高額で訪問販売を行い、規定の性能を有しない製品を無理矢理売りつける不適正販売の増加が危惧されています。

国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の鑑定に合格した製品には、左の「鑑定マーク」がついていますので、製品を購入される際の目安としてください。

また、消防署の職員が一般住宅を訪問して火災警報器を販売することはありませんので、十分にご注意ください。



お問い合わせは、小松島市消防本部予防係(☎32・0119)または、住宅防火推進協議会「住宅用火災警報器相談室」(フリーダイヤル0120・565・911)まで。

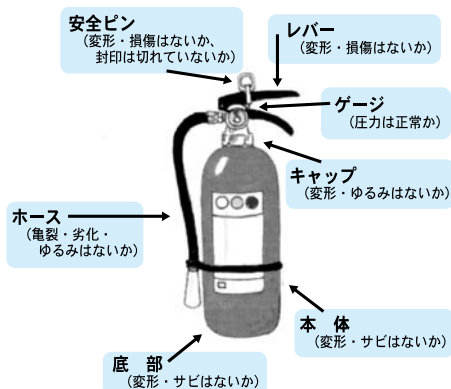
●老朽化消火器の破裂事故にご注意を！

全国各地で、消火器による死傷事故が発生しています。消火器の設置場所や維持管理の悪い消火器、耐用年数(おおむね8年)をこえて設置されている消火器は、使用時に破裂による人身事故の危険がありますので次のことに注意をしましょう。

▼高温、多湿、腐食性ガスや、潮風のあたる場所等、設置場所の悪いところにある消火器は耐用年数に耐えられないことがありますので注意をしましょう。

▼錆、腐食、変形等が発生した消火器は耐用年数以内でも使用しないようにし、資格を持った専門業者に依頼し処分してもらいましょう。

★日常のチェックポイント★



- 安全ピンはついていますか。
- キャップはゆるんでいませんか。
- 容器にサビや変形などはありませんか。
- ホースに詰まりやひび割れはありませんか。
- 圧力ゲージのついているものは、圧力を示す針が規定値内(緑色の範囲)にありますか。
- 消火器に明示されている使用期限または使用期間を過ぎていませんか。

●錆・キズ・変形のある消火器が見つかったら

- レバーは絶対に握らないでください。
- 必ず「使用禁止」の紙等を貼って分かるようにしてください。
- ゴミに出したり、屋外などに放置しないでください。
- 火災時はもちろん、訓練でも決して使用しないでください。
- 決して自分で分解などしないでください。

○速やかに消火器販売店など専門業者に引き渡してください。

※消火器は一般ごみとして処分できません。廃棄する際は、お買い求めの販売店または消火器の専門業者に依頼をしてください。(処分料は有料です)

※NTTタウンページ「消防用設備・用品・保守点検」欄をご覧ください。